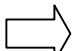


障害種別		障害程度	備考
視覚障害		1～4級の1(1種)	適用が除外されるのは ・公安委員会が駐車を禁止した場所 ・時間制限駐車区間に限られます。  検章の交付には ・身体障害者手帳 又は療育手帳 又は精神保健福祉手帳 (手帳のコピーを持参してください) ・印鑑 等が必要になります。 詳しくは、高田警察署にお問い合わせください。 TEL0745-22-0110
聴覚障害		2～3級	
平衡機能障害		3級	
上肢不自由		1～2級の2(1種)	
下肢不自由		1～4級	
体幹不自由		1～3級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～2級(1上肢の運動機能障害を除く)	
	移動機能	1～4級	
心臓等内部機能障害		1～3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3級	
知的障害		A・A1・A2	
精神障害		1級	

※平成19年9月30日から、奈良県道路交通法施行細則が一部改正されました。

◎ 交付方法の変更 車両特定交付  本人交付

- ・車両を所有していない方でも標章の交付が受けられます。
- ・タクシーや他の方の車両に乗車する場合にも標章が使用できます。

◎ 現在、標章の交付を受けておられる方の標章については、その標章の有効期限が満了するまでは、新様式の標章とみなしますので、標章を取り替える手続きは必要ありません。

※平成20年12月26日から、下肢不自由、脳病変による運動機能障害の移動機能について、対象範囲が4級まで拡大されました。